

## ■ 専門委員会規程

### 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「B3リーグ規約」第8条に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

### 第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、バスケットボールに関する知識を有する者、または学識経験者の中から、理事長が任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

### 第3条〔委員の登録〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、B3リーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。
  - ① 氏名および住所（連絡先）
  - ② 任期
  - ③ 職業および勤務先
  - ④ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくB3リーグに届け出なければならない。

### 第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

### 第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

### 第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
  - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
  - ② その他理事長から特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、理事長がこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施 行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。

〔制 定〕

平成28年9月8日

〔改 定〕

令和元年8月29日